社会福祉法人大垣市社会福祉協議会広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人大垣市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の広報

媒体等に掲載する有料広告（以下、「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定め

るものとする。

（目的）

第２条　広告の掲載は、本会の会員（賛助会員および施設会員）である民間企業、事業主、

施設等（以下、「企業等」という。）の地域貢献活動支援の一環として実施されるとともに、

企業等との協働により、本会の地域福祉活動の財源確保を図ることを目的とする。

（広告媒体の種類）

第３条　広告を掲載する広報媒体は、本会ホームページおよび広報紙「大垣社協だより」（以

下、「広報紙」という。）とする。

（広告の範囲）

第４条　掲載できる広告は、本会会員である企業等に係るものであって、広告の内容（ホー

ムページ上で広告がリンクする先のウェブページ及びその属するウェブサイトの内容も

含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

（１）公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（２）政治性のあるもの又は公職選挙法に規定する選挙に関係するもの

（３）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（４）宗教性のあるもの

（５）法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの

（６）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

（７）社会問題についての主義主張又は意見に関するもの

（８）名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を

表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）

（９）消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

（10）青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

（11）内容が不明確なもの、または虚偽もしくは誤認されるおそれのあるもの

（12）責任の所在が不明確なもの

（13）前各号に掲げるもののほか、広告の内容として会長が不適切と認めるもの

（広告の掲載位置、企画及び掲載料）

第５条　広告の掲載位置、企画及び掲載料は、別表のとおりとする。

（広告掲載希望者の募集）

第６条　広告掲載希望者（以下、「広告主」という。）の募集は、広報紙及びホームページで

行い、区画の空き状況に応じ随時受け付けるものとする。

２　広告を募集する区画は、ホームページでは最大１０区画まで、広報紙では最大６区画ま

でとし、１広告主につき１区画までとする。

（広告掲載の申し込み）

第７条　広告主は、広告掲載申込書（様式第１号）に掲載する広告データを添えて、本会の

指定する期限までに、本会あてに申し込むものとする。

（広告掲載の決定等）

第８条　会長は、前条の申込みを受けたときは、速やかに内容を審査し、掲載の可否を決定

して広告掲載決定通知書（様式第２号）により広告主に通知するものとする。ただし第７

条により募集した結果、掲載することが適当であると判断した数が募集した区画数を超

えることとなる場合は、次の順位により決定する。

（１）公社、公益法人及びそれに類するもの

（２）公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

（３）前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの

（４）その他私企業または自営業等

（５）従前の掲載回数が少ない事業所

２　上記の順位付けによっても掲載が決定しない場合は、抽選を行い決定する。

（広告掲載料の納入）

第９条　広告掲載料は、本会が広告掲載料請求書により請求し、広告主は、掲載基準日の

前日までに本会の指定する口座に納入するものとする。ただし、会長が特に必要と認めた

ときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還）

第１０条　既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載

することができなかったときは、その一部又は全部を返還するものとする。

（広告主の責任等）

第１１条　広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

２　ホームページのバナーに使用するデータの作成費用は、広告主の負担とする。

３　第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任

　及び負担において、解決するものとする。

（広告掲載の取り消し）

第１２条　会長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定

を取り消すことができる。

（１）広告掲載料を指定する期限までに納入しなかったとき

（２）広告掲載決定後、第４条各号のいずれかに該当することが判明したとき

（３）その他、会長が必要と認めたとき

（準拠法および裁判管轄）

第１４条　本要綱は日本法に準拠し、広告主と本会の間で紛争が生じた場合、本会所在地を

管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議解決）

第１５条　本要綱に定めのない事項、または本要綱の解釈に疑義の生じたときは、広告主と

本会が誠意を持って協議して解決するものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 広告媒体 | 掲載位置 | 規格 | 掲載料 |
| ホームページ | トップページ下部 | １区画（上下７０ピクセル×横１８０ピクセル）静止画のみ | １区画  ３，３００円／月 |
| 広報紙 | 各号最終面下部 | １区画（縦4cm×横7.5cm）GIF形式またはJPEG形式、PNG形式のいずれか | １区画  ５，５００円／号 |